

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 1日

富山市長 藤井 裕久 様

提出者

住 所 富山県富山市布瀬本町4番8

氏 名 大和リース株式会社富山支店

支店長 永田 崇

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 076-492-9150

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大和リース株式会社富山支店
事業場の所在地	富山県富山市布瀬本町4番8
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	06 総合工事業
② 事業の規模	令和4年度 元請工事の施工工事高 788,814千円 (富山県管轄内事業場)
③ 従業員数	20名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①参照

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙②参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

廃 フ ラ ス チ ツ ク 類	金 屬 く ず	木 く ず	紙 く ず	ガ ラ ス く ず、 及 び 陶 磁 器 く ず	が れ き 類	建 設 汚 泥	纖 維 く ず	建 設 混 合 廃 棄 物
16.6	10.0	40.0	10.0	50.8	500	10.0	0	5.0

排出量合計 (t) 642.4 t

		<p>⑤ 産業廃棄物対象商材をリース化商材に変更</p> <p>⑥ 設計段階から資材の定尺寸法での割付を行い、施工後の端材を無くす</p>
--	--	---

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属、石膏ボード、コンクリートがら アスファルトがら
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・さらに分別収集品目（ガラスくず、陶磁器くず）の追加を図る。 ・建設混合廃棄物のさらなる分別実施

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		

	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

	【前年度（ 年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙③参照	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量			
(これまでに実施した取組)			

(第5面)

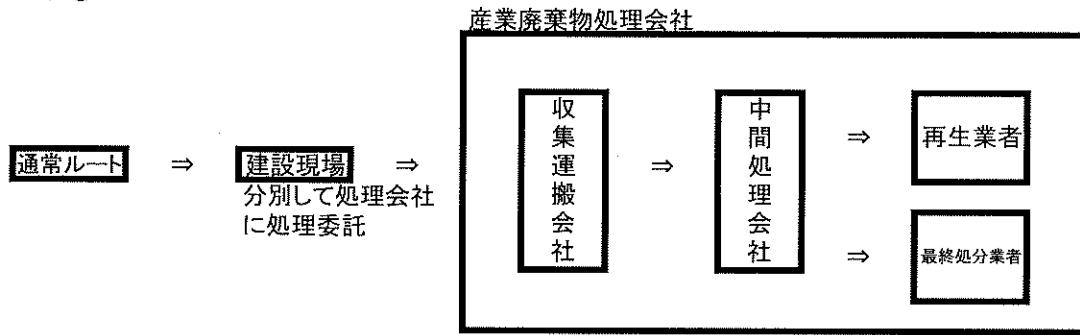
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙④参照	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量			

	(今後実施する予定の取組)
※事務処理欄	

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙①



- 廃プラスチック類: 処理会社に委託⇒破碎・選別⇒原料として再資源化またはサーマルリサイクル
- 紙くず: 処理会社に委託⇒破碎・選別⇒パルプ・紙又はその原材料
- 木くず: 処理会社に委託⇒破碎・選別⇒燃料又はその原材料
- がれき類: 処理会社に委託⇒破碎・選別⇒建設材料又はその原材料
- 金属くず: 処理会社に委託⇒破碎・選別⇒鉄鋼原材料
- ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず: 処理会社に委託⇒破碎・選別⇒建設材料又はその原材料
- 石膏ボード: 処理会社に委託⇒破碎・選別⇒再生ボード
- 蛍光灯: 処理会社へ委託⇒中間処理(破碎)⇒再生委託先にてガラスの原材料
- 石綿含有産業廃棄物(がれき類): 収集運搬会社に委託⇒アスベスト(レベル3)最終処分場にて埋立処理
- 繊維くず: 処理会社に委託⇒中間処理(選別)⇒再生委託先にてRPF
- 建設混合廃棄物: 処理会社に委託⇒中間処理(選別)⇒再生委託先にてリサイクルもしくは最終処分

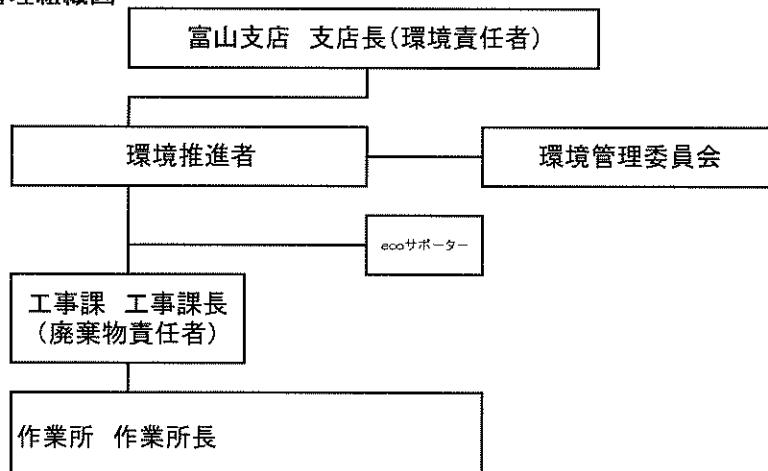
別紙②

管理体制図

廃棄物処理に関する管理体制及び役割

支店長	①支店の統括責任者 ②支店の廃棄物削減・管理等書類の承認 ③支店の環境責任者
工事課責任者 (排出責任者) /作業所長	①建設現場に従事するものに対して、建設現場で発生する廃棄物種類ごとに分別・保管方法を明確にした「廃棄物分類表」に基づき、定めた保管場所に分別、保管指示をする。 ②円滑な収集・運搬を行うための排出方法に関する指導 ③建設現場内・保管場所の維持管理、量・質等の把握 ④建設現場で発生した廃棄物について、発行した紙マニフェスト及び電子マニフェスト及び電子マニフェスト登録内容・注文書・請求書等に基づき、「建設現場廃棄物排出量管理表」に記録する。月単位で集計を行い、保管を行う。 ⑤廃棄物の収集運搬会社及び処理会社選定は、「廃棄物会社選定評価表」を用いて、各廃棄物責任者が評価を行い、環境責任者が選定を行う。 ⑥委託契約書作成・保管管理 ⑦廃棄物処理会社一覧表の作成 ⑧マニフェストの発行・電子登録、及び回収 ⑨マニフェストの実績管理(マニフェスト管理台帳にて) ⑩処理施設、処分場の確認 ⑪社員、関連会社に対する教育、啓発 ⑫県及び市への各種報告 ⑬3Rの推進 ⑭社内における環境学習会・廃棄物管理研修会への参加
環境推進者	①環境マネジメントシステムの維持・運営・管理の実務 ②環境管理委員会開催の準備
ecoサポーター	①環境活動の推進 ②環境知識の取得の推進(eco検定・3R低炭素社会検定の資格取得のサポート) • eco検定資格取得者 19/20人 • 3R 17/20人 • 低炭素 15/20人 ③事務所の省エネ活動の推進

廃棄物管理組織図



別紙③

別紙④